

## 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行に関する要綱

制定 平成 28 年 3 月 30 日建住第 1391 号  
一部改正 平成 29 年 3 月 31 日建住第 1101 号  
一部改正 令和 3 年 6 月 23 日建住第 266 号  
一部改正 令和 6 年 3 月 11 日建住第 967 号  
一部改正 令和 7 年 3 月 28 日建住第 1042 号

### (趣旨)

第 1 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成 28 年政令第 8 号)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成 28 年岩手県規則第 28 号。以下「細則」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設計内容説明書)

第 2 細則第 6 条による設計内容説明書は、設計内容説明書(様式第 1 号)による。

### (建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知)

第 3 細則第 14 条による不認定の通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)不認定通知書(様式第 2 号)により行う。

### (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

第 4 細則第 18 条による計画の認定の取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書(様式第 3 号)により行う。

### (設計内容説明書)

第 5 細則第 19 条による設計内容説明書は、設計内容説明書(様式第 4 号)による。

### (補則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(平成 29 年 3 月 31 日建住第 1101 号)

この要綱の改正部分は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和3年6月23日建住第266号）

この要綱の改正部分は、令和3年6月23日から施行する。

附 則（令和6年3月11日建住第967号）

この要綱の改正部分は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日建住第1042号）

この要綱の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。